

第2節 個別的労使紛争のあっせん

1 概要

(1) 概況

当労働委員会では、知事からの委任を受け、平成14年1月から個別的労使紛争のあっせんを行っている。

令和7年の新規申請件数は7件、前年からの繰越しは1件であった。そのうち6件は年内に終結し、2件が翌年への繰越しとなった。(第1表)

(2) 新規申請状況

ア 申請者別

申請は全て労働者からであった。

イ 申請月別

申請月別にみると、1月及び3月が各2件、8月、11月及び12月が各1件となっている。(第2表)

ウ 企業規模別

企業規模別にみると、1人以上9人以下が1件、10人以上19人以下が1件、100人以上299人以下が1件、300人以上が4件となっている。(第3表)

エ 業種別

業種別にみると、「運輸業、郵便業」が3件、「製造業」、「情報通信業」、「宿泊業、飲食サービス業」及び「サービス業」が各1件となっている。(第4表)

オ 雇用形態別

雇用形態別にみると、正社員に関するものが3件、非正規雇用労働者に関するものが4件となっている。(第5表)

カ あっせんに求める事項別

あっせんに求める事項別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」が5件、「普通解雇」、「契約更新拒否・雇止め」、「配置転換、出向・転籍」、「退職」、「賃金未払」、「賃金増額」、「諸手当」、「労働時間」及び「その他」が各1件となっている。(第6表)

(3) 終結状況

ア 終結形態別

終結状況を形態別にみると、解決5件、打切り1件、取下げ0件となっている。(第7表)

イ 業種別

終結状況を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が3件、「製造業」、「学術研究、専門・技術サービス業」及び「サービス業」が各1件となっている。(第8表)

ウ 係属日数別

終結した6件の係属日数については、最短61日、最長147日であり、平均係属日数は86.7日であった。(第9表)

第1表 個別的労使紛争あっせん取扱状況

(単位：件、%)

区分	年	5年		6年		7年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
前年からの繰越し		0	0	0	0	1	12.5
新規申請		7	100.0	7	100.0	7	87.5
計		7	100.0	7	100.0	8	100.0
終結件数		7	100.0	6	85.7	6	75.0
翌年への繰越し		0	0	1	14.3	2	25.0

第2表 月別新規申請状況

(単位：件)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
5年		1	1	1		2		1		1			7
6年		1	1			1				2	2		7
7年	2		2					1			1	1	7
計	2	2	4	1		3		2		3	3	1	21

第3表 企業規模別新規申請状況

(単位：件、%)

企業規模 (人)	年	5年		6年		7年	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
1~9				1	14.3	1	14.3
10~19		2	28.6			1	14.3
20~49		1	14.2				
50~99							
100~299		2	28.6	1	14.3	1	14.3
300以上		2	28.6	5	71.4	4	57.1
合計		7	100.0	7	100.0	7	100.0

第4表 業種別新規申請状況

(単位:件)

業種	年	5年	6年	7年
製造業			1	1
情報通信業				1
運輸業、郵便業			1	3
卸売業、小売業		1	1	
金融業、保険業			1	
学術研究、専門・技術サービス業			1	
宿泊業、飲食サービス業		1		1
教育、学習支援業		2		
医療、福祉		3	1	
サービス業			1	1
合 計		7	7	7

(注) ・該当する業種のみ掲載

第5表 雇用形態別新規申請状況

(単位:件)

雇用形態	年	5年	6年	7年
正社員		3	6	3
非正規雇用労働者		4	1	4
合 計		7	7	7

(注) ・非正規雇用労働者は、アルバイト・派遣社員等を示している。

第6表 あっせんを求める事項別新規申請状況

(単位：件)

あっせんを求める事項		年				
		5年	6年	7年		
経営 又は 人事	解 雇	整理解雇				
		普通解雇		1	1	
		退職強要				
		契約更新拒否・雇止め	1		1	
	配置転換、出向・転籍			2	1	
	復職					
	懲 戒 処 分	懲戒解雇	1			
		懲戒解雇以外の懲戒処分	1	1		
	退職		1	1	1	
	勤務延長、再雇用					
	その他経営又は人事			3		
	賃 金 等	賃金未払		1		1
		賃金増額				1
賃金減額						
一時金						
退職一時金						
解雇手当						
休業手当						
諸手当				1		
その他賃金		1				
年金（企業年金・厚生年金等）						
労 働 条 件 等	労働契約					
	労働時間				1	
	休日・休暇					
	年次有給休暇					
	育児休業・介護休業					
	時間外労働					
	安全・衛生					
	福利厚生制度					
	社会保険					
	労働保険					
	その他の労働条件					
職 場 の 人 間 関 係	セクハラ					
	パワハラ・嫌がらせ		3	2	5	
そ の 他		3	2	1		
合 計		12	12	14		

(注)・1つの事件について該当事項が複数の場合があり、取扱件数とは一致しない。

第7表 個別的労使紛争あっせん終結状況

	取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
	前年からの 繰越し	新規 申請	計	解決	打ち切り	取下げ	不開始	計	
5年	—	7	7	4	2		1	7	0
6年	—	7	7	1	4	1	0	6	1
7年	1	7	8	5	1	0	0	6	2

第8表 業種別終結状況

(単位:件)

業種	年	5年				6年				7年			
		終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳			終結 事件数	内 訳		
			解 決	打 切 り	取 下 げ		不 開 始	解 決	打 切 り		取 下 げ	不 開 始	解 決
製造業						1	1			1	1		
運輸業、郵便業						1	1			3	3		
卸売業、小売業		1			1	1							
金融業、保険業						1	1						
学術研究、専門・技術サービス業										1		1	
宿泊業、飲食サービス業		1	1										
教育、学習支援業		2	1	1									
医療、福祉		3	2	1		1		1					
サービス業						1	1			1	1		
合 計		7	4	2	1	6	1	4	1	6	5	1	

(注) ・該当する業種のみ掲載

第9表 係属日数別終結状況

(単位:件、日)

年 \ 日数	9日 以内	10日 ～19日	20日 ～29日	30日 ～39日	40日 ～49日	50日 ～59日	60日 以上	平均 係属日数
5年	1		1	1	1	1	2	47.0
6年			1	1	3		1	56.5
7年							6	86.7

2 個別的労使紛争あっせんの処理状況一覧

事件番号	申請	業種	申請受付日	係属日数	調整回数	あっせん員 (指名年月日)	あっせンを求める事項	終結状況
			終結日					
6 (個) 7	労 (正)	学術研究、専門・技術サービス業	R6.11.29	147	2	(公) 石井 (労) 永富 (使) 伊藤 (R6.12.4)	令和5年度の評価の修正及び 令和6年度の年俸の修正	打切り
			R7.4.24					
7 (個) 1	労 (非)	運輸業、郵便業	R7.1.17	61	1	(公) 末吉 (労) 濱 (使) 高橋 (R7.1.23)	(パワハラによる精神的苦痛で) 働けなかった期間の生活保障と しての金銭の支払	解決
			R7.3.18					
7 (個) 2	労 (非)	運輸業、郵便業	R7.1.17	61	1	(公) 末吉 (労) 濱 (使) 高橋 (R7.1.23)	(パワハラによる精神的苦痛で) 働けなかった期間の生活保障と しての金銭の支払	解決
			R7.3.18					
7 (個) 3	労 (正)	製造業	R7.3.11	84	1	(公) 藤岡 (労) 太田 (使) 平川 (R7.3.21)	1 希望する条件の部署への異動 2 慰謝料等の支払	解決
			R7.6.2					
7 (個) 4	労 (正)	サービス業	R7.3.12	92	1	(公) 長谷川 (労) 海老原 (使) 伊藤 (R7.3.31)	1 パワハラの事実の認識及び 職場環境悪化の防止 2 他職員との平等待遇 3 時間外労働に係る賃金の支払 4 通勤交通費の支払形態の同一取扱い 5 賃上げの実施 6 時間単位の遅出早退を従来どおり認めること 7 事務局内のレイアウトを元に戻すこと 8 時間外労働に係る賃金の支払及び申請者が支払った費用の支給	解決
			R7.6.11					
7 (個) 5	労 (非)	運輸業、郵便業	R7.8.4	75	1	(公) 石井 (労) 永富 (使) 篠崎 (R7.8.18)	雇用の再契約又は金銭解決	解決
			R7.10.17					

7 (個) 6	労 (非)	宿泊業、 飲食サー ビス業	R7.11.7			(公) 藤岡 (労) 海老原 (使) 平川 (R7.11.17)	1 悪質な退職勧奨を認め謝罪 2 解決金の支払	係属中
7 (個) 7	労 (正)	情報通 信業	R7.12.3			(公) 長谷川 (労) 永富 (使) 伊藤 (R7.12.10)	1 解雇の取消し及び退職日の 訂正 2 解決金の支払	係属中

- (注) ・申請欄の(正)は正社員からの申請、(非)は非正規雇用労働者からの申請を示している(被申請者の場合を含む)。
・業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し記載した。